

○ 介護保険料の段階設定等について

【国が定める標準の段階】

保険料段階	所得段階区分	保険料率
第1段階	・生活保護受給 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給している者	0.50
第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下の者	0.50
第3段階	市民税非課税世帯で 第1, 第2段階に該当しない者	0.75
第4段階	保険料基準額 市民税課税世帯で市民税非課税の者	1.00
第5段階	市民税課税者で 合計所得金額が200万円未満の者	1.25
第6段階	市民税課税者で 合計所得金額が200万円以上の者	1.50

※ 保険料率については、国が標準として定めているが、保険者（市区町村）が地域の実情に応じ設定することができる。

<本市の介護保険料基準額の推移>

計画期間	保険料基準額	
	月額（円）	年額（円）
第1期	2,940	35,300
第2期	2,900	34,800
第3期	3,725	44,700
第4期	3,725	44,700

【第4期介護保険料】

保険料段階	所得段階区分	保険料率
第1段階	・生活保護受給 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給している者	0.50
第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下の者	0.50
第3段階	市民税非課税世帯で 第1, 第2段階に該当しない者	0.75
第4段階	市民税課税世帯で 市民税非課税の者で 合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下の者 保険料基準額	0.90
	市民税課税世帯で市民税非課税の者で 上記以外の者	1.00
第5段階	市民税課税者で 合計所得金額が125万円未満の者	1.12
第6段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円以上200万円未満の者	1.25
第7段階	市民税課税者で 合計所得金額が200万円以上の者	1.50

※ 本市では、第4期計画の第1号被保険者の介護保険料額を7段階8区分に設定している。

<第4期計画から設定が可能となった事項について>

- ① 第4段階を区分し、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の被保険者の負担能力に応じた保険料率の設定をすること。
⇒ 平成16・17年度の税制改正により、収入が変わらずとも保険料段階が上がってしまう者への配慮からできた軽減措置。
- ② 第5段階以上について地域の実情に応じた段階の設定をすること。
⇒ 介護保険料の応能負担の観点からできた措置。

<本市の対応>

第4期計画において、①、②ともに実施をした。
なお、国は、①、②ともに第4期に引き続き第5期においても実施を推奨。

【第5期介護保険料】

保険料段階	所得段階区分	保険料率
第1段階	・生活保護受給 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給している者	0.50
第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下の者	0.50
第3段階	市民税非課税世帯で 第1, 第2段階に該当しない者	0.75
第4段階	市民税課税世帯で 市民税非課税の者で 合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下の者 保険料基準額	0.90
	市民税課税世帯で市民税非課税の者で 上記以外の者	1.00
第5段階	市民税課税者で 合計所得金額が125万円未満の者	1.12
第6段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円以上200万円未満の者	1.25
第7段階	市民税課税者で 合計所得金額が200万円以上の者	1.50

<第5期計画から新たに設定が可能となる事項について>

第3段階を区分し、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の被保険者の負担能力に応じた保険料率の設定をすること。低所得者の保険料を軽減するためにできた措置。